

資料3

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱（抄）

第一 雇用保険法の一部改正【平成十九年四月一日及び十月一日施行】

一 基本手当の受給資格要件等の改正

(一) 被保険者資格区分の改正

一般被保険者及び高年齢継続被保険者に係る短時間労働被保険者とそれ以外の被保険者の区分を廃止すること。（雇用保険法第十二条及び第十四条等関係）

(二) 基本手当の受給資格要件の改正

基本手当の受給資格要件について、離職の日以前二年間に被保険者期間が通算して十二箇月以上であれば受給資格を取得できるものとするほか、その離職が倒産等に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの又は解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者については、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して六箇月以上であれば受給資格を取得できるものとすること。

(三) (雇用保険法第十三条関係)

被保険者期間の計算方法の変更

被保険者期間については、一月間に賃金の支払の基礎となる日が十一日以上である期間を一箇月として計算すること。（雇用保険法第十四条第一項関係）

二 特例一時金の改正

特例一時金の支給額を、基本手当の日額の三十日相当分とすること。ただし、当分の間、基本手当の日額の四十日相当分とすること。（雇用保険法第四十条第一項及び附則第七条関係）

三 教育訓練給付の改正

(一) 返還命令等の対象の追加

偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者と連帶して不正受給額の返還又は納付額の納付を命ぜられる対象として、偽りの証明等をした指定教育訓練実施者（厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）を加えること。（雇用保険法第十条の四第二項関係）

(二) 報告徴収の対象の追加

報告徴収の対象に、指定教育訓練実施者を加えること。（雇用保険法第七十六条第二項関係）

(三) 支給要件期間の暫定措置

当分の間、教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に限り、教育訓練を開始した日までの間に被保険者として雇用された期間が一年以上あれば、教育訓練給付金の支給を受けることができるものとすること。（雇用保険法附則第八条関係）

四 育児休業給付の改正

(一) 育児休業基本給付金の支給を受けた期間と基本手当に係る算定基礎期間の算定の調整

育児休業基本給付金の支給を受けた期間について、基本手当の所定給付日数に係る算定基礎期間（被保険者として雇用された期間）の算定から除くこと。（雇用保険法第六十一条の四第六項関係）

(二) 育児休業者職場復帰給付金の額の暫定措置

平成二十一年三月三十日までに育児休業基本給付金の支給に係る育児休業を開始した被保険者については、育児休業者職場復帰給付金の額を、育児休業基本給付金の支給日数に休業開始時賃金日額の百分の二十に相当する額を乗じて得た額とすること。（雇用保険法附則第九条関係）

五 雇用安定事業等の対象の明確化

(一) 雇用安定事業等の改正

雇用安定事業及び能力開発事業の対象として、被保険者になろうとする者を規定すること。（雇用保

險法第六十二条第一項関係）

（二）雇用福祉事業の廃止

雇用福祉事業を廃止すること。（雇用保険法第六十四条等関係）

六 国庫負担の改正

（一）高年齢雇用継続給付に係る国庫負担の廃止

高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に要する費用に係る国庫負担は、平成十九年度から廃止すること。（雇用保険法第六十六条第一項関係）

（二）国庫負担に関する暫定措置

失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額については、平成十九年度以後当分の間、国庫が負担すべきこととされている額の百分の五十五に相当する額とすること。（雇用保険法附則第十条関係）

七 その他所要の規定の整備を行うこと。

(第一から第八まで 略)

第九 その他

一 施行期日

この法律は、平成十九年四月一日から施行すること。ただし、第一の一、二、三の(三)及び四並びに第三の一(国庫負担に係る部分を除く。)については平成十九年十月一日から、第四の二の(二)のアについては平成二十年十月一日から、第二、第四(二)のアを除く。)、第六及び第八については平成二十二年四月一日から施行すること。(附則第一条関係)

二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、その他関係法律の規定の整備を行うこと。